

カゴしま市政だより

憲法施行四周年

民主主義の徹底 あなたの意志や力がどの程度政治にうつされているか

基本的な人権の尊重 あなたの権利は正当にまもられているか

地方自治の確立 鹿兒島市はもうひとりあることができるか

あなたは主権者です

あなたの意志により

あなたの力をもつて

あなたの責任において

鹿兒島市を建設することが憲法の精神に則していることを銘記いたしませう

護ろら!!至高の理念



募金運動

5月1日～31日



鹿兒島市目標額

87万1200円

子供の日 5月5日



5月3日 憲法記念日

児童憲章が生まれました

日本の子供たち全部が、健かに育ち、幸せに生きてゆくこころが出来るように、今年度「児童憲章」が定められ、その制定宣言式が風薫る「子供の日」の5日、東京永田町の首相官邸で行われました。「子供の日」は「子供の人格を重んじ、子供の幸福をはかるこころに、母へ感謝する日」である。子供は家のたからである。これは、次の時代をなう子供の幸せをはかる基本的な原則を示したもので、子供の尊さをみこめ、それを大切に愛護してゆこうというわれわれ大人のねがいを示したものである。

- 一、すべての児童は、健全な環境で育たれる。
- 二、すべての児童は、適切な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 三、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 四、すべての児童は、自然を愛し、科学、芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳心情がつけられる。

すべての子供を幸福に

正しい愛情と指導で

- 五、すべての児童は、自然を愛し、科学、芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳心情がつけられる。
- 六、すべての児童は、就学のみを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八、すべての児童は、その労働において、心身の發育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がまたげられないように、十分保護される。
- 九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十、すべての児童は、虐待、酷使放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二、すべての児童は、愛とまごころによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。



「地方自治の確立を達成せん」

再び無投票當選に輝く

勝目市長に抱負をささぐ

去る四月の市長改選に際して、今回も対立候補が無く、前市長勝目清さんが無投票で第十六代の鹿兒島市長に當選しました。初登壇の二十五日、市長室を訪れると、アノ温顔に蔽しきれない欣びを湛えながら、兩眼を輝かして、元氣一杯「新しい市政の抱負」を次のように語られました。

今後の四年間は眞の自治確立の時であります。

即ち新憲法の下、新しい自治法が出来た形だけには民主的な地方分権に基づく組織になつたのでありますけれども、實際は未だ道遠しの感でありました。旧市町村時代の政府の手先のような仕事が多い上に、自治体の責任において自治体が活動する範囲が非常に狭かつたのであります。未だに旧來の中央集権の官僚式自治であつたのであります。

此の改革の第一段階たる税制改正が昨年實施され、從來市税の大部分は、國税に、縣税に附加して徴收されたのに反してそれぞれ獨立した税となつて自治体の自主制、獨立制が判然したのであります。

本年は市町村優先の事務再配分の年であります。即ち從來の中央集権を徹底的に廃して、先づ市町村が自ら事務を執行することとなり、市町村で出来ない事務を縣が負担し、縣で出来ない事務を國が擔任することになるので、市町村としては眞の民主政治、眞の自治が始まる年で極めて重大な責任を負うこととなるのであり、従つて今後の自治体はこの線に沿つて、これを根幹として活動しなければなりません。

唯この理想の實現に際し、昨年の税制改正に於て事務を執行し得るか否か、如何にして實現し得るか最も重要なことであり、殊に財政的に貧弱な鹿兒島市としては少からぬ苦心を要すること、思われるのであります。以上の根本に基き、各種の具体的市政を實施することが今後の市政に対する私の根本的意見であります。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にし、たがい、児童に対する正しい觀念を確立し、すべての児童の幸福をはかるためこの憲章を定める。

- 【総則】児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境のなかで育てられる。
- 【各論】一、すべての児童は、心身ともに健全に生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二、すべての児童は家庭で、正しい愛情と知識
- 三、すべての児童は、適切な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五、すべての児童は、自然を愛し、科学、芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳心情がつけられる。
- 六、すべての児童は、就学のみを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八、すべての児童は、その労働において、心身の發育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がまたげられないように、十分保護される。
- 九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十、すべての児童は、虐待、酷使放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二、すべての児童は、愛とまごころによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

